

交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 2009 確定第 2 次要求書の回答交渉等について
交渉日時 平成 22 年 1 月 21 日（木） 15 時 00 分～17 時 00 分
交渉場所 職員会館大会議室
交渉出席者 当局側 平本人事監 梅垣市長公室長 宇野次長 星川人事課長
秋元主幹 蒲原主幹 山田給与係長
組合側 田中執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計 13 人

概 要	
組合の主張	<p>時間外勤務手当及び退職手当制度の見直しについて提起し、09 確定第 2 次要求書の回答交渉を行った</p> <p>退職手当制度の見直し内容は、国家公務員の退職手当制度の見直しと同様か。</p> <p>育児休業及び休暇制度の見直しの方向性を示されたが、具体的な内容についての協議は、今後どうしていくのか。また、休暇制度等の見直しに伴う職場体制の確保方法の見直しについても検討されたい。</p> <p>時間外勤務手当の見直しについて、労働基準法改正の趣旨が超過勤務時間の抑制であり、なぜ対象時間を 1 ヶ月に 60 時間を超えることとしたのか、また当局は時間外勤務縮減のために、今回の提起内容に加え、具体的にどう取り組んでいくのかを示すべき。</p> <p>近年の様々な給与改定により、職員の賃金は大幅に目減りしている。賃金ラインの改善は重要な課題であり、次年度の課題として引きつづき協議していく。</p>
当局の主張	<p>基本的に同じである。</p> <p>今回の法改正に基づく国からの条例案及び人事院規則の改正内容等が明らかになれば、改めて提起し協議していきたい。</p> <p>労基法改正中の対象時間については、国会において長時間労働の抑制に対して、当初案の 80 時間では効果がうすく、企業の経営体力も勘案され、60 時間で修正可決されたものである。当局として、時間外勤務の縮減に今まで以上に努力しなければならないと考えている。具体的には更に検討していきたい。</p> <p>府内他市の状況を踏まえ、賃金ラインのあり方を検討していきたい。</p>